

児童養護施設等就労支援事業実施要領

1 目的

社会福祉法人栃木県共同募金会（以下「本会」という。）は、児童養護施設等及び里親から社会に巣立つ者に対して、就労に役立つよう普通自動車運転免許（以下「運転免許」という。）の取得を目的として、その経費を対象に助成する。

2 助成対象者

児童養護施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、（以下「施設」という。）に在籍する者並びに里親の養育を受ける者とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 高等学校卒業後に、進学を予定している者及び通学をしている者
- (2) 申請の翌年度においても、引き続き施設に在籍する者並びに里親の養育を受ける者
- (3) 申請を募集する年の4月1日の時点で満21歳以上の者

3 助成限度額及び対象経費

自動車教習所における教習料、検定料及び試験手数料など運転免許の取得に要する経費を対象とし、1人当たり20万円を限度とする（千円未満切り捨て）。

4 申請者

施設又は一般財団法人栃木県里親連合会の長とする。

5 申請の方法

申請者は、「申請書（別記様式1）」に關係書類を添えて、6月末までに本会に提出する。

6 助成決定者及び助成額の決定

本会は、助成決定者及び助成額を、審査の上決定し、7月末までに申請者に通知する。

なお、助成決定者の決定後、進学への進路変更等により助成決定者に減員が生じた場合、申請者は、速やかに「辞退報告書（別記様式3）」を本会に提出すること。

7 完了報告及び助成金交付請求

助成決定者が運転免許を取得した場合、申請者は、速やかに「完了報告・交付請求書（別記様式2）」に運転免許証の写し等關係書類を添えて、本会に提出すること。

なお、運転免許の取得は、助成決定者の決定通知を受けた年度の3月末までに行うものとする。ただし、当該期日までに取得できない特別の理由がある場合、申請者は、当該3月末までに「状況報告書（別記様式4）」を本会に提出すること。

8 運転免許の取得期限等

- (1) 運転免許を取得しない者の取り扱い

助成決定者の決定通知を受けた年度の翌年度2月末までに、運転免許を取得しない者については、助成決定を取り消し、助成しないこととする。

(2) 助成決定者の決定取消し

助成決定者の決定を取り消した場合は、当該申請者に通知する。

9 助成金の交付

本会は、交付請求を受けた場合、その内容を審査の上、申請者が管理する預貯金口座あて送金する。

10 追加の助成申請の募集及び申請の方法

申請を受け付ける年度の12月1日現在の本助成の原資残額が40万円以上ある場合に限り、追加の助成申請の募集を行う。

申請者は、「【追加】申請書(別記様式5)」に関係書類を添えて、翌年1月末までに本会に提出する。

11 追加の助成決定者及び助成額の決定

本会は、追加の助成決定者及び助成額を、審査の上決定し、翌年2月末までに当該申請者に通知する。

なお、追加の場合の助成額は、7月末までに通知される当初決定の助成額を超えない範囲で、12月1日現在の本助成の原資残額により改めて決定する。

また、助成決定者の決定後、進学への進路変更等により助成決定者に減員が生じた場合、申請者は、速やかに「辞退報告書(別記様式3)」を本会に提出すること。

12 追加の完了報告及び助成金交付請求等

追加の助成決定者に関する完了報告及び助成金交付請求、運転免許の取得期限等並びに助成金の交付については、「7 完了報告及び助成金交付請求」、「8 運転免許の取得期限等」及び「9 助成金の交付」に準じる。

13 寄附者への周知

助成を受けた者を有する施設又は里親連合会は、発行している機関誌及び管理するホームページ等に助成内容を掲載するなど、赤い羽根共同募金の助成が活用されていることを寄附者へ広く周知するよう努めること。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から適用する。ただし、平成24年3月31日以前に助成金を交付した助成対象児童については、8(1)運転免許を取得しない児童についての取扱いの規定は、適用しない。
- 2 児童養護施設等就労支援事業要領(平成15年度共同募金の配分金から実施)は、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。